

# 千葉県報

号外特  
令和7年1月15日

## 主要目次

- 疑似患者の発生
- 令和七年千葉県告示第七号の四の一部を改正する告示
- 令和七年千葉県告示第七号の五の一部を改正する告示

告示

## 千葉県告示第八号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があった。

令和七年一月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約四二〇	銚子市富川町	令和七年一月十五日

## 千葉県告示第八号の三

令和七年千葉県告示第七号の四（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「小長町」の下に「小船木町一丁目、小船木町二丁目」を、「忍町」の下に「塚本町」を加え、同欄第二号中「倉橋（旭市市道一〇二八号線）」を「倉橋（県道銚子旭線）」に改める。

## 千葉県告示第八号の四

令和七年千葉県告示第七号の五（千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限）の一部を次のように改正する。

令和七年一月十五日

千葉県知事 熊谷 俊人

表区域の欄第一号中「芦崎町」を「芦崎町、今宮町、上野町、大橋町」に、「親田町」を「小浜町、親田町」に、「小船木町一丁目、小船木町二丁目」を「春日台町、唐子町」に改め、「塚本町」を削り、「船木町」の下に「本城町一丁目、本城町二丁目、本城町三丁目、本城町四丁目、本城町五丁目、本城町六丁目」を、「松岸見晴台」の下に「松本町一丁目、松本町二丁目、松本町三丁目、松本町四丁目、松本町五丁目、松本町六丁目」を、「三門町」の下に「見晴台」を加え、「見晴台、八木町」を「八木町、八幡町」に改め、同欄第二号中「ロ」を削り、「鎌数」を「鎌数、上永井」に、「倉橋（旭市市道一〇二八号線）」を「倉橋（県道銚子旭線）」に、「新町、三川」を「三川、下永井、新町」に、「長部」を「長部、西足洗」に、「溝原」を「萬歳、溝原」に、「萬歳」を「ロ」に改める。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八